

### 第3回石岡つくばねハーフマラソン出店要項

この要項は、石岡つくばねハーフマラソンにおける出店に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 1. 出店日程

出店日 令和8年2月15日（日）

出店時間 午前8時から午後2時まで

(1) 搬入 午前7時30分までに指定駐車場所へ移動。

(2) 搬出 午後2時以降より会場外に搬出可能とする。

※ 車両の乗入れは搬入・搬出の時間のみとする。

※ 搬出はランナーの状況を見て判断するため、時間が前後することがある

#### 2. 開催場所

いしおかイベント広場（石岡市若宮 3-1-1 地内）

#### 3. 募集数

キッチンカー等 10 台程度（協賛者の出店数により変動）

※ 申込者多数の場合は、選考または抽選により決定するものとする。

#### 4. 出店者

・通年活動している企業、団体及び個人とする。

・企業、団体及び個人が以下に該当する場合は出店できないものとする。

(1) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(2) 政治性及び宗教性のあるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する事業を営むものまたはこれに類するもの

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団またはこれと関係があるもの

(5) 法令、条例等の規定に違反または違反するおそれのあるもの

(6) その他、ハーフマラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）がふさわしくないと判断したもの

#### 5. 出店申請

出店を希望する者は、所定の申込書を実行委員会が定めた日時までに提出すること。

## 6. 出店許可

- ・実行委員会が出店を認めた場合に発行する許可証を出店中は携行すること。
- ・実行委員会は申請内容に虚偽記載があった場合等、不相当と認めた場合は許可を取り消し、また出店中であっても即刻閉店させることができる。この場合、出店料の返金を行わない。

## 7. 出店場所

出店の位置は、実行委員会事務局が指定する。

## 8. 出店料

10,000 円（税込）

## 9. 駐車場

出店場所への車両の入場は、「1. 出店日程」に記載の搬入、搬出の時間のみとし、開店時間中は指定する駐車場所に駐車すること

## 10. 食品の取り扱い

飲食物の出店に関しては、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許可等は、出店者側で対応すること。また、衛生管理に十分注意を払い、消毒液等で定期的に手指等の消毒を行うこと。

### 11. 会場の清掃

- ・大会終了後、出店場所及び周辺を清掃し、貸出用品を含めて原状回復すること。
- ・出店により発生した店舗内のゴミは、出店者が全て持ち帰ること。

### 12. 申込締切

令和7年11月14日（金）午後5時まで（必着）

### 13. 出店料の支払い

別途、実行委員会が指定する期日までに、指定銀行口座に振り込むこと。

### 14. 注意事項

- ・調理等により、火器を使用する場合には、申請書の販売形態欄に火器の種類を記載のうえ、当日は必ず消火器を備えること。また、地面に直火での使用は不可とする。
- ・会場内に使用済の水等汚水を流さないこと。
- ・現金その他持込み物品の管理は出店者で行うこととし、会場での紛失、盗難、破損等

について、主催者は一切の責任を負わない。

- ・ 出店料を受領後に、大規模災害によりやむを得ない事情で大会が中止となった場合、中止を決定した時点で実際にかかった費用を勘案して、返金額を決定する。
- ・ この要項に定めのない事項等、出店に関して疑義が生じた場合には、互いに協議のうえ対応を決定する。
- ・ 主催者及び主管者より指示があった場合はこれに従うこと。

#### 1 5. お申込み先、お問い合わせ先

ハーフマラソン実行委員会事務局

(石岡市教育委員会スポーツ振興課 内)

〒315-0195 茨城県石岡市柿岡 5680 番地 1

T E L 0299-43-1111

F A X 0299-43-1117

Email sports@city.ishioka.lg.jp